

富里市介護施設等整備事業補助金交付要綱

(平成28年9月1日告示第176号)

| | | |
|----|--|------------------------------------|
| 改正 | 平成31年4月15日告示第147号 令和4年3月18日告示第38号 令和6年4月1日告示第61号 | 令和2年3月25日告示第31号 令和5年3月14日告示第30号 |
|----|--|------------------------------------|

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の実情に応じた介護サービスの提供体制の整備を推進することを目的として、予算の範囲内において富里市介護施設等整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するため、千葉県介護施設等整備事業交付金実施要綱（平成27年7月22日制定。以下「県実施要綱」という。）、千葉県介護施設等整備事業交付金交付要綱（平成27年7月31日制定。以下「県交付要綱」という。）及び富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業等）

第2条 補助金の交付対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 地域密着型サービス等整備助成事業 県実施要綱第2の規定により本市が作成する介護施設等整備事業計画書（以下「事業計画書」という。）に基づき、民間事業者が県実施要綱第3の規定及び別表第1の区分のとおり実施する事業
- (2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業事業計画書に基づき、民間事業者が県実施要綱第3の規定及び別表第2の区分のとおり実施する事業
- 2 補助金の交付対象となる事業者（以下「事業者」という。）は、前項に規定する事業を行う民間事業者とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は補助対象とならない。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力

団員」という。)

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(暴力団密接関係者)

第3条 規則第20条第1項第3号の市長が定める者は、前条第3項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する法人その他の団体）とする。

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付基準額及び対象経費は、別表第1及び別表第2とし、千葉県知事が必要と認めた額と同額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は補助金の交付対象としないものとする。

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

ア 既に実施している事業

イ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業

ウ 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

エ 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に係る事業

オ その他地域密着型サービス等整備助成事業として適當と認められない事業

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める地方公務員の給

与に充てる場合

イ　他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

ウ　その他介護施設等の施設開設準備経費等支援事業として適當と認められない事業

（補助金の額）

第5条　補助金の額は、別表第1及び別表第2に定める区分ごとに、対象経費の実支出額の合計額と、交付基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入を除く。）を控除した額の合計額を比較して少ない方の額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第6条　補助金の交付を申請しようとする事業者は、富里市介護施設等整備事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（交付の決定）

第7条　市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、富里市介護施設等整備事業補助金交付可否決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2　市長は、前項の規定により補助金の交付決定をする場合は、県交付要綱第6条第2号に規定する条件を付するものとする。

3　事業者は、第1項の交付決定後に、事業の内容の変更、中止又は廃止をしようとする場合は、富里市介護施設等整備事業補助金交付変更（中止・廃止）申請書（別記第3号様式）及び富里市介護施設等整備事業変更計画書（別記第4号様式）を提出するものとする。

4　市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、富里市介護施設等整備事業補助金交付変更（中止・廃止）承認（却下）通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

（概算払等）

第8条　前条の交付決定を受けた事業者（以下「実施者」という。）が、補助金の一部又は全部を概算払又は前金払により交付を受けようとする場合は、規則第19条の規定を準用するものとする。

（実績報告）

第9条 実施者は、事業の完了後速やかに、富里市介護施設等整備事業実績報告書（別記第6号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、事業の成果が補助金の目的及び交付決定の内容に適合するかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、富里市介護施設等整備事業補助金交付確定通知書（別記第7号様式）を実施者に通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 前条の通知を受けた実施者が、補助金の交付を受けようとする場合は、富里市介護施設等整備事業補助金交付請求書（別記第8号様式）により、市長に補助金を請求するものとする。

（決定の取消し）

第12条 市長は、実施者が補助金の交付決定の内容に違反したとき、又は規則第20条第1項各号及び第2項の規定に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 市長は、実施者が前項の規定に該当した場合において、既に補助金を交付しているときは、実施者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

（失効）

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成31年4月15日告示第147号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年3月25日告示第31号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月18日告示第38号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月14日告示第30号）

- この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日告示第61号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

地域密着型サービス等整備助成事業

| 区分 | 交付基準額 | 対象経費 |
|---|--|--|
| 地域密着型（定員29人以下）の特別養護老人ホーム（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。） | 4,880千円に整備床数を乗じて得た額を上限とする。 | (1) 特別養護老人ホーム等の整備（施設と一体的に整備されるものであって、千葉県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）。ただし、別の負担金、補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適當と認められる購入費等を含むものとする。 |
| 認知症高齢者グループホームの整備 | 36,600千円に施設数を乗じて得た額を上限とする。 | |
| 認知症高齢者グループホームのユニットの増設 | 36,600千円に増ユニット数（1ユニットを限度とする）を乗じて得た額を上限とする。 | |
| ユニットの増設を伴わない認知症高齢者グループホームの居室の増床 | 36,600千円に10分の9及び増床数を乗じて得た額を上限とする。 | |
| 小規模多機能型居宅介護事業所の整備 | 36,600千円に施設数を乗じて得た額を上限とする。 | |
| 小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊定員の増員を伴う施設の増築 | 18,300千円に10分の9及び増床数を乗じて得た額を上限とする。 | |
| 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所 | 6,470千円に施設数を乗じて得た額を上限とする。 | (2) 認知症高齢者グループホームのユニットの増設及びユニット増設を伴わない居室の増床、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊定員の増員を伴う施設の増 |
| 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 36,600千円に施設数を乗じて得た額を上限とする。 | |

| | | |
|----------------------------------|-----------------------------------|----------------|
| 看護小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊定員の増員を伴う施設の増築 | 18,300千円に10分の9及び増床数を乗じて得た額を上限とする。 | 築については初回限りとする。 |
| 認知症対応型デイサービスセンター | 1,300千円に施設数を乗じて得た額を上限とする。 | |
| 小規模な介護付きホーム | 4,880千円に整備床数を乗じて得た額を上限とする。 | |

備考

- 1 認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型デイサービスセンターについては、空き家を活用して整備する場合、交付基準額の欄中の単価は全て9,710千円とする。ただし、地域密着型の特別養護老人ホーム及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を除く。
- 2 上記区分欄に掲げる施設等を合築し又は併設して整備を行う場合に、合築し、又は併設するそれぞれ交付基準額の欄中の単価に1.05を乗じた額を交付基準額の単価とする。

別表第2（第2条関係）

介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

| 区分 | 交付基準額 | 対象経費 |
|--|---|--|
| 地域密着型特別養護老人ホーム（定員29人以下）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所（定員29人以下）、看護小規模多機能型居宅介護事業所及び介護付きホーム（定員29人以下）の開設のための準備（開設6か月前の準備に必要な経費に限る。） | 914千円に定員数を乗じて得た額を上限とする。ただし、定員数については、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、宿泊定員数とする。 | 特別養護老人ホーム等の円滑な開設又は増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬費、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費 |
| 定期巡回・随時対応型訪 | 15,300千円に施設数を | |

| | |
|---|---------------------------|
| 問介護看護事業所の開設のための準備(開設の6か月前の準備に必要な経費に限る。) | 乗じて得た額を上限とする。 |
| 訪問看護ステーションの大規模化及びサテライト型事業所の設置のための準備(開設の6か月前の準備に必要な経費に限る。) | 4,580千円に施設数を乗じて得た額を上限とする。 |

別記

第1号様式（第6条関係）

年　月　日

富里市長 様

所 在 地

事業者名

代表者名

(印)

富里市介護施設等整備事業補助金交付申請書

富里市介護施設等整備事業補助金の交付を受けたいので、富里市介護施設等整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額 金 千円

関係書類

1 内訳書

- (1) 地域密着型サービス等整備助成事業に係る交付申請額算出内訳書
(県交付要綱第7条に規定する様式第1号別紙2-①)
- (2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業に係る交付申請額算出内訳書
(県交付要綱第7条に規定する様式第1号別紙2-②)

2 その他添付図書

- (1) 建物の平面図（床面積が分かるもの）
- (2) その他市長が必要と認める図書

第2号様式（第7条関係）

指令第
年　月　日

様

富里市長

印

富里市介護施設等整備事業補助金交付可否決定通知書

年　月　日付けで申請のあった富里市介護施設等整備事業補助金について、下記のとおり交付（却下）決定したので通知します。

記

1 交付決定

補助金交付決定額　　金　　千円

2 却下

却下の理由

第3号様式（第7条関係）

年　月　日

富里市長

様

所在地

事業者名

代表者名

(印)

富里市介護施設等整備事業補助金交付変更（中止・廃止）申請書

年　月　日付け指令第　号をもって交付決定を受けた富里市介護施設等整備事業補助金について変更（中止・廃止）したいので、富里市介護施設等整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 変更

- | | | |
|-------------|-----------------------|----|
| (1) 既交付決定額 | 金 | 千円 |
| (2) 変更交付申請額 | 金 | 千円 |
| (3) 変更する内容 | 富里市介護施設等整備事業変更計画書のとおり | |

2 中止

（中止の理由）

3 廃止

（廃止の理由）

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

富里市長 様

所 在 地

事業者名

代表者名

(印)

富里市介護施設等整備事業変更計画書

変更した計画の内容（詳細に記載すること。）

第5号様式（第7条関係）

年　月　日

様

富里市長

印

富里市介護施設等整備事業補助金交付変更（中止・廃止）
承認（却下）通知書

年　月　日付けで申請のあった富里市介護施設等整備事業補助
金の変更（中止・廃止）について、下記のとおり承認（却下）します。

記

1 承認

(1) 変更

| | | |
|---------|---|----|
| 追加交付決定額 | 金 | 千円 |
| 既交付決定額 | 金 | 千円 |
| 変更後補助金額 | 金 | 千円 |

(2) 中止

(3) 廃止

2 却下

（却下の理由）

第6号様式（第9条関係）

年　月　日

富里市長

様

所在 地

事業者名

代表者名

(印)

富里市介護施設等整備事業実績報告書

年　月　日付け指令第　号をもって交付決定を受けた富里市介護施設等整備事業が完了しましたので、富里市介護施設等整備事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

1 精算額内訳表

- (1) 地域密着型サービス等整備助成事業に係る精算額算出内訳書
(県交付要綱第10条に規定する様式第4号別紙2-①)
- (2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業に係る精算額算出内訳書
(県交付要綱第10条に規定する様式第4号別紙2-②)

2 その他添付図書

- (1) 補助対象事業費の領収書等の写し
- (2) 建物の設置図及び写真
- (3) その他市長が必要と認める図書

第7号様式（第10条関係）

達第 号
年 月 日

様

富里市長

印

富里市介護施設等整備事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった富里市介護施設等整備事業実績報告について、富里市介護施設等整備事業補助金交付要綱第10条の規定により審査した結果、下記のとおり確定したので通知します。

記

| 補助金交付確定額 | 金 | 千円 |
|----------|---|----|
|----------|---|----|

第8号様式（第11条関係）

年　月　日

富里市長

様

所在 地

事業者名

代表者名

(印)

富里市介護施設等整備事業補助金交付請求書

年　月　日付け達第　　号で確定通知のあった富里市介護施設等整備事業補助金について、富里市介護施設等整備事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金名　　富里市介護施設等整備事業補助金

補助金請求額　　金　　千円

【補助金の振込先】

| | |
|-----------------|-------------------|
| 金融機関名 及び支店名 | |
| 口座種別 (○を付ける) | 普通　・　当座　・　その他 () |
| 口座番号 | |
| (フリガナ) 口座名義人 | |